

令和 6 年度いわての文化魅力映像コンテスト  
企画運営業務

業務仕様書

令和 6 年 4 月  
岩 手 県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度いわての文化魅力映像コンテスト企画運営業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 目的

本県の魅力を発信する短編映像作品（以下「映像作品」という。）を公募するコンテストの開催により、岩手ファンの拡大や映像クリエイター等の参画を促し、本県の文化やメディア芸術の振興を図るとともに、映像作品を通して、本県の多彩な魅力を広く発信し、本県に対する認知度の向上及び関係人口の拡大を図る。

## 2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月26日（水）まで

## 3 業務概要

- (1) 「いわての文化魅力映像コンテスト」及び「表彰式」の企画運営
- (2) 本業務の周知及び入選映像作品に係る情報発信の実施

## 4 業務内容

### (1) 全体について

- ア 受託者は、本業務の目的を踏まえ、本仕様書に記載の業務内容を全て企画・実施すること。
- イ 受託者は下記業務内容に記載の各事業の進行過程を含む納品までのスケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、県の承認を得ること。
- ウ 業務の詳細について県と協議の上で決定し、進捗状況を綿密に県に報告すること。
- エ 事業完了後、速やかに委託業務報告書を作成し、県に提出すること。
- オ 事業の実施に当たっては、本県の文化やメディア芸術の振興に資するよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で実施すること。
- カ 関係者との調整等、許諾に要する一切の業務を行うこと。
- キ 本業務に係る一切の経費（キャスティング費、機材調達費、交通費、宿泊費、車両費、コーディネート費、飲食費、撮影許可取得に要する経費、各種データ費等）及び広告配信や効果測定に要する経費は、全て事業費に含むものとする。
- ク スケジュールに沿って、遅延なく業務を進めること。

### (2) 「いわての文化魅力映像コンテスト」及び「表彰式」の企画運営

本県の文化やメディア芸術の振興を図るとともに、本県の多彩な魅力の発信により、効果的なPRに活用するための映像作品を募集するコンテストの企画運営を行うこと。また、入選映像作品の「表彰式」を開催すること。

#### ア 映像コンテスト等の実施期間

##### ① スケジュール（予定）

- (ア) 映像作品募集期間 令和6年7月～10月
- (イ) 1次審査 令和6年11月
- (ウ) 2次審査・最終審査 令和6年12月
- (エ) 表彰式 令和7年1月～2月

※スケジュールについては、県と調整の上決定するものであること。

## イ 募集する映像作品の概要

- ・ 本県に関連するオリジナル映像作品（ただし、他のコンテスト等での受賞作品を除く。また、作品はアニメ、CG、スライド、実写を問わない）
- ・ 3分以内の映像作品（日本語又は英語を想定）

## ウ 具体的な仕様等

- ① 運営事務局として、いわての文化魅力映像コンテスト（以下、「本コンテスト」という。）に係る以下の業務を行うこと。
  - (ア) 募集要項の監修
  - (イ) 映像作品の募集に関わる周知等の実施
  - (ウ) 募集チラシデータ（A4）の制作  
（募集チラシは、データのみで作成とし、印刷の必要はないことから、データのみを納品すること。）
  - (エ) 応募映像作品のデータ及び応募者の個人情報の管理
  - (オ) 応募者・入選者との連絡調整
  - (カ) 審査会の開催（審査員の選定及び連絡調整を含む）
  - (キ) 入選者への賞金等の提供
  - (ク) 本コンテストの企画運営
  - (ケ) 入選映像作品の「表彰式」の企画運営
  - (コ) その他本コンテストの実施に当たり必要な業務
- ② 本コンテストの実施に適した募集要項を作成すること。
- ③ 審査員は5名を選定すること。
  - ・ 審査員5名のうち、特別審査員1名及びアンバサダー兼審査員1名を選定すること。
  - ・ 特別審査員及びアンバサダー兼審査員は、本県に関するアニメや映画等の作品のある監督や本県にゆかりのある脚本家、映像ディレクター等映像業務に精通する者の中から選定すること。
  - ・ なお、審査員の名称や構成については、県と協議のうえ決定するものであること。
- ④ 「表彰式」には、特別審査員及びアンバサダー兼審査員が出席するものとする。
- ⑤ 「表彰式」は、審査員のほか、入選者や入選者の関係者が参加するものとし、一般来場者の参加は予定していないものであること。

また、「表彰式」は、報道機関等メディア関係者に案内し、公開で行うものであること。
- ⑥ 本コンテストに係る業務の実施に当たっては、提案された企画を基に、契約後に県と受託者が調整のうえ決定すること。
- ⑦ ソーシャルメディアサービスを利用する場合の運用に当たっては、契約締結後、リスク管理に対して県と協議して、その運用方針を決定すること。
- ⑧ 本コンテストの入選者に対する賞金又は賞品は受託者において措置するものであること。
  - ・ 賞金等については、「最優秀賞」、「優秀賞」、「特別賞」、「奨励賞」を予定していること。
  - ・ 賞金額については、総額60万円程度を予定していること。
  - ・ 賞金及び賞品の設定については、県と協議のうえ決定すること。
- ⑨ 委託事業の効果検証のため、本コンテストの実施における目標値を設定すること。

## (3) インターネット上の周知宣伝の実施

ア 本コンテストに関するウェブページを以下のとおり構築すること。

- ① 本コンテストの募集用ページ（以下、「募集ページ」という。）

- ② 本コンテストの結果を掲載するページ（以下、「まとめページ」という。）
- ③ その他本コンテストの周知・実施に当たり必要なページ

イ 募集ページには以下の情報を掲載することとする。

- ① 開催概要
- ② 入選者への賞金等
- ③ 応募要項
- ④ ウェブからの応募フォーム
- ⑤ 岩手県の情報発信を行うホームページのバナー等
- ⑥ その他、契約後に県と受託者が協議の上、決定したもの。

ウ まとめページには以下の情報を掲載すること。

- ① 入選者及び入選映像作品
- ② その他、契約後に県と受託者が協議の上、決定したもの

エ 上記ア①で示した募集ページは、パソコン及びスマートフォンでの閲覧に最適化させること。

オ ウェブページの構築以外にも、本コンテストについて、広く周知されるよう、効果的な宣伝・広報について積極的に提案すること。

#### (4) 入選映像作品の情報発信等

入選映像作品の情報発信や拡散により、視聴回数を増やすための展開等について県と協議の上実施すること。

#### (5) 自由提案（任意）

上記のほか、実施効果を高めるための有効な方策等があれば提案すること。なお、自由提案の実施に要する経費も、「企画コンペ実施要領」で定める委託料上限額の範囲内とすること。

#### (6) 納品物

入選映像作品を本県の多彩な魅力を発信する効果的なPR動画として活用できるよう次のものを納品すること。

ア 入選映像作品の電子データ

イ 入選映像作品のYouTube 掲載用サムネイル画像

今後県が他の事業等で使用する場合を想定し、権利関係を整理して納品すること。

ウ DVD（上記ア及びイを収めたもの）計3部（各1部）

- ・ ファイル形式について、動画はMP4又はWMV、画像はJPEG又はJPGとすること（ファイル形式は県と調整の上決定すること）。
- ・ 入選映像作品は、PR動画として活用できるよう部門ごとにまとめた動画を納品すること。

#### (7) 事業実施効果の測定及び報告

ア KPIの設定

事業実施効果を測定するKPIは、映像作品の視聴回数とすること。

イ 事業評価及び報告

KPIについて、定期的に測定すること。また、事業完了時に事業実施内容及びその効果を評価し、報告すること。

## 5 契約に関する条件

### (1) 再委託等の制限

- ① 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

② 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

**(2) 再委託の相手方**

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限」①により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

**(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求**

① 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

② 県は、上記「(1) 再委託等の制限」②により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

③ 受託者は、上記①、②による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

**(4) 権利の帰属等**

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定めるものとする。

**(5) 機密の保持**

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

**(6) 個人情報の保護**

受託者は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

**(7) その他**

この仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。